

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 3 年 9 月 8 日

二宮町監査委員 大矢 孝道

二宮町監査委員 野地 洋正

1. 監査実施日と場所

期 日 令和 3 年 6 月 18 日 (金)

場 所 二宮町商工会館 3 階 会議室

【予備監査日】令和 3 年 6 月 9 日 (水)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 野地 洋正

3. 監査対象とした財政援助団体名

二宮町商店連合協同組合

4. 監査の範囲

二宮町が交付した令和 2 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

なお、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な業務運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

6. 監査概要

二宮町商店連合協同組合は、町内商店会の近代化、経営の合理化、地域商業の発展を目的として、平成4年6月に設立された。令和3年3月末現在の組合員数は93名となっている。

主な事業は、ジョイ・エコカード事業の運営、各種イベントの企画及び実施、商連とく得ニュースを通じた情報提供等であるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、事業の内容を変更するなどの対応に追われた過去に例を見ない一年となった。

二宮町が交付した令和2年度補助金に係る監査対象事業は、商店街イベント及びギフト券割引販売事業、消費者還元ポイント普及推進事業、ジョイカード及びエコカード運営事業、組織強化推進事業である。

7. 監査結果

二宮町商店連合協同組合の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められた。

8. 要望及び意見

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント開催の自粛等事業内容の変更により補助事業の変更が申請されているが、補助金交付に係る書類の手続きについては、適正な時期に行うよう、努められたい。
- (2) コロナ禍のもと、町産業振興課と商店連合協同組合が協力して、地域商業の活性化につながる施策を模索し、地域商業振興の実現に結び付けることが期待される。
- (3) 町商工会や町観光協会などの関係諸団体との連携を密にし、さらなる地域商業の発展につなげられる取り組みが望まれる。

以上